

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人育幼福祉会（以下「本法人」という。）が、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第16条に基づく園則を兼ねる。

（名称及び所在地）

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 あさかぜと称する。

2 本園の所在地は、福井市渕1丁目3211番地に置く。

（施設の目的及び運営の方針）

第3条 本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

3 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

4 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

（教育・保育の内容）

第4条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育
- (2) 一時預かり
- (3) 集団生活が可能な程度の障がい児の受け入れ

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園は、教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数（定数）及びその職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長（必要に応じて） 1名

副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 教頭 1名

教頭は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。

(4) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(5) 保育教諭

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。員数は、国の基準を下回らないこととする。

(6) 栄養教諭（栄養士）

栄養教諭（栄養士）は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどるとともに、調理業務に従事する。

(7) 調理員

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 学校医 1名

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校歯科医 1名

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(11) 事務職員 1名

事務職員は、事務又は園の諸用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(利用定員)

第6条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- | | | |
|-----|------------|------|
| (1) | 1号認定の子ども | 15人 |
| (2) | 2・3号認定の子ども | 135人 |

(教育・保育を行う日および時間)

第7条 本園の基本教育・保育時間は、午前8時00分から午後4時00分までとする。また、月曜日から金曜日においては、午前7時00分から受け入れるとともに午後6時30分まで開所する。ただし、1号認定については、午前9時00分から午後1時30分までとし、以後の時間帯において、やむを得ない理由により以後の教育・保育を希望する場合には、一時預かりとする。また、土曜日についても一時預かりとする。

2 本園の休園日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) その他、園長が特に必要と認めたとき

なお、1号認定の園児については、福井市立小学校に準じた夏休み等があり、この期間の登園については一時預かりとする。

(学年及び学期)

第8条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期については、福井市立小学校に準じる。

(利用者負担その他の費用)

第9条 本園においては、条例第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額（保育料）を支給認定保護者から徴収する。1号認定の園児の一時預かり料、2・3号認定の園児の時間外保育料についても、福井市の定めた額を徴収する。

2 上記の他に、必要に応じて実費または実費の一部負担を依頼することがある。

(利用の開始に関する事項)

第10条 本園は、利用申込のあった1号認定の子どもと現に本園を利用している1号認定の園児の総数が、利用定員の総数を超える場合については、本園の教育理念、基本方針等に基づく面談により選考し、入園が決定される。

2 2・3号認定子どもの利用については、市町村が行う利用の調整により入園が決定される。
3 利用の開始にあたっては、あらかじめ利用申込を行った支給認定保護者に対して、教育・保育の選択に資すると認められる事項を記した文章を交付するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福井市、認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) その他園長が必要と認めた記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する